



税理士事務所 SBL

〒631-0822

奈良市西大寺栄町3-23

サンローゼビル2F

TEL :0742-32-1112

FAX :0742-32-1113

1月号 2010.12.20

SBL通信



目次

七転び八お記 (所長記)	1
知っ得情報	2
ザ!男塾	3
インフルエンザ対策	3
今月のお知らせ	3
編集後記、他	4

今号の見どころ

- 会社の再建について
- 住宅の買い時?
- 男の工夫“プロジェクト”
- インフルエンザワクチンについて
- SBL元気倶楽部の告知、他

七転び八お記 — 会社の再建について —

みなさん、こんにちは。

円高が進行し、景気の動向が心配な今日この頃です。今回の七転び八お記は、企業経営者であれば、少し**気になる**、業績が悪化した企業の立て直しのお話をします。企業経営には**倒産リスク**が付きものです。経営者はあらかじめ**備えておく**ことも必要です。



●**資金繰りが行き詰まると...**
業績が悪化すると、**手持ちの現金が不足**してきます。そのような時には、**個人の資産を会社へ注入**し、あるいは**銀行等から資金を借り入れる**こととなります。個人の財産が底をつき、銀行等などから融資がおりず、**策が尽きた時**に、いよいよ会社の継続が難しくなります。

●**経営者個人の生活にも影響**
中小企業の場合、銀行等から資金を借り入れるときに、**経営者が連帯保証人**となり、あるいは**個人不動産を担保提供**する場合がございます。会社が借入金を返済できなくなった場合には、**個人の財産が差し押さえ**られることを覚悟しなければなりません。



●借入条件の見直し

借入金の返済条件の見直しをリスクジュール(リスク)といいます。**金融機関との合意**のもと一定期間の**元金返済猶予**や**返済期間延長**が可能です。ただし、**追加の借入れが難しく**なり、**金利も上昇**します。

●法的な再建

リストウを実施すれば、業績が回復すると見込まれる場合には、**債権者の合意**のもと、民事再生法などを活用して再建を図ることになります。一定の**債務は消滅**しますが、信用を著しく失うため、再建までの道のりは平坦ではありません。

●会社倒産と自己破産

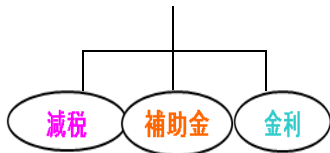
リスク等の対策を検討し、実行しても、資金繰りが行き詰まる場合には、**会社倒産**と**自己破産**の可能性が高くなります。①**経営者名義**であれば失う可能性のある**自宅の確保**、②自己破産でも**免除されない**経営者個人の**税金等の滞納**をより少なく、③**就業の見込み**等を事前に考えておきたいものです。倒産は今まで築き上げた事業基盤を失い、家族にも影響が出ますが、人生の再出発をうまく乗り越える方も少なくありません。



知っ得情報 — 住宅の購入について —

景気回復の実感がなく、今後景気の落ち込みがささやかれている中、住宅購入となると、二の足を踏んでしまいがちです。しかし、今だからこそその**お得な制度**もあるので。実際、政府が今年実施する景気対策として、**3つのキーワード**（＝**減税、補助金、金利**）があります。今回は住宅購入に際してのお得情報についてお話しします。

住宅に関する景気政策



●住宅ローン控除（減税）

住宅ローン控除とは、住宅ローンの**年末残高**に依じて**一定割合の所得税・住民税が減免**される制度です。

一般住宅については、ローン残高の**1.0%**の金額が所得税・住民税から10年間控除され、10年間の合計で最大500万円まで控除できます。長期優良住宅なら、年末ローン残高の**1.2%**（最大600万円まで）が10年間控除されます。居住開始年度によって、毎年制度の内容が変わります。税制改正の動向に注意です。



●贈与税の非課税枠（減税）

贈与により財産を取得した場合、年間で110万円を超える部分に対して、贈与税率10%~70%が適用されます。ただし、住宅取得資金の贈与に限っては贈与税がかからない**非課税枠**が設けられています。この非課税枠が従来は500万円でしたが、平成22年は**1500万円**まで拡大されます。ただし、これは時限措置ですので、平成23年には**1,000万円**に縮小され、平成24年以降は未定となっています。この対象となるのは、その住宅取得資金の贈与を受けるのが、20歳以上の

子供・孫（贈与を受ける年の1月1日現在の年齢）で贈与を受ける年の合計所得が2,000万円以下であることとなっています。ちなみに、相続時精算課税も合わせて活用すると、**最大4,000万円**までの贈与が非課税となります。

●補助金関連

一定の住宅設備を導入すると補助金が給付されます。

①住宅版エコポイント

家電製品等のエコポイント同様、一定の要件を満たすエコ住宅には一戸あたり一律30万ポイントが発行されます。

②高効率給湯器

エコキュートを導入した場合の補助金で、財団法人ヒートポンプ蓄熱センターから補助金が平成22年度で4万円程度支払われます。



●金利

省エネルギー性・耐久性等が高い住宅であれば、住宅金融支援機構の**フラット35Sの金利**が、借入当初10年間**1%**引き下げられます。

3,000万円の借入れの場合、月々返済額で**約1.5万円**、総返済額で**約317万円**軽減されます。



住宅ローンの金利は、**固定金利**で**1%台**が登場し、**変動金利**では**1%を切る**ような状態です。長年にわたって支払っていくものですので、多少の金利でも、金額に換算すると**意外と多額**になります。

以上、メリットを紹介させていただきましたが、住宅購入時に注意すべき点もありますので、右記ご参照ください。

★共有名義となる場合の持分

住宅を購入時には、夫婦または親子で**共同名義**で登記することがあります。この共有名義の持分の割合は、**各自が出資した割合**によるのが原則です。出資の割合と大幅に異なる割合で登記すると、**差額部分が贈与**となり、贈与税がかかることがあります。

★奥様の住宅ローン控除

住宅ローン控除は、住宅ローン残高のうち**自身が所有する部分のみ**が対象になります。**夫婦共稼ぎ**で、共有で住宅を取得し、住宅ローンを組んだ後**奥様が退職（無職）**になった場合どうでしょう。退職後の所得はゼロとなり**所得税は発生しない**ので、奥様分の住宅ローン控除の適用はないこととなります。（田）

ザ！ オトコ塾

－ 第 4 回 目 －

今回は、プロジェクターを取り上げます。プロジェクターには映画などの①**観賞用**のものと、②**パソコンの画面を写す**ためのものがあります。

観賞用のものは、**照明を暗く**した状態で投影するため、プロジェクターの光の明るさは重要視されません。

反対に**パソコン用**は、営業のプレゼンテーションや、セミナーなどに用いられるため、**照明をつけたまま**でも映像がわかるように、**明るさを重視**していま

す。SBLで使用しているプロジェクターは、**プラスビジョン製のパソコン用**のもので、照明をつけたままでも、くっきりと映像を見ることができます。

このプロジェクター、通常はセミナーの講師を勤めるときなどに使用していますが、実はDVDなどの**動画を投影**しても**意外と**気になりません。この場合、パソコンに内蔵されているスピーカーでは、音響効



率は期待できませんので、**外部出力のUSBスピーカー**を用意します。

それから、**外出用**にも便利な、エレコムのプロジェクター**スクリーン**。これは、**折りたたみ式**で、プラスチック等を使用しているため、**軽量コンパクト**です。



工夫次第で、それなりの効果を得る、ITの醍醐味といったところでしょうか。(八)

髪に優しいドライヤー

寒さも厳しくなり、乾燥の気になる季節となりました。髪の乾燥も気になっていたところ、我が家では**ドライヤー**が壊れてしまい、電器屋さんでドライヤーを買いにいったら、びっくり。

イマドキのドライヤーって、ただ髪を乾かすだけではないんですね。

マイナスイオンが発生するのなんて、ごく普通のこととで、**ナノイー**がでてくるものもあるんです。

マイナスイオンとは空気に含まれている



粒子・心地よさを与える**イオン**で髪に優しく潤いを与え、ふんわりとした質感を保ってくれるんです。

ナノイーは、空気中の水分を集めてできた水に包まれた**微粒子イオン**で、通常のイオンよりも**約6倍**の寿命で広範囲に届き、水分量はマイナスイオンの**約1000倍以上**。お肌と同じ**弱酸性**なので人にやさしいイオンです。

熱風を噴出するだけのドライヤーだと髪の毛を傷めてしまいがちですが、これらのイオ



ンが発生すると、髪を守りながら乾かすことができるんです。

店頭で試してみましたが、**風の優しさ、心地よさ**を感じ、購入してしまいました。ひどいくせ毛の娘の髪の毛もまとまりやすくなったような気が・・・。

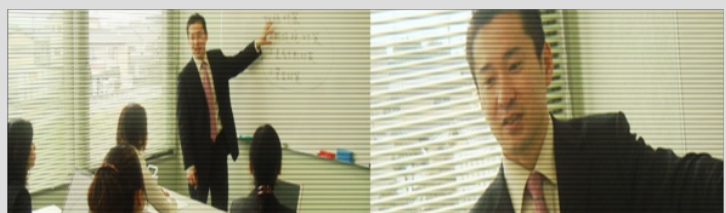
効果や実感には個人差もありますが、これからのパサつく季節には役立ちそうです。(田)



<日時>

無料相談会実施

11月6日(土) 15:30~	1名
16:30~	1名
11月7日(日) 15:30~	1名
16:30~	1名



編集後記

皆様、今回のニュースレターはいかがでしたでしょうか。

今年の夏は猛暑でしたが、10月も終わりに近づき、日に日に気温が下がってきました。

自転車で平城京を横切って事務所まで来ているのですが、どこからともなく芳香剤のような良い香りが漂ってきます。よく見ると、平城京のあちこちに黄色い花をつけた金木犀（きんもくせい）の木が植えてありました。夏が暑かっただけに、小さな秋を発見して嬉しい今日この頃です。（角）



ホームページも是非ご覧ください。

<http://www.sbl-plaza.com>

税理士事務所 S B L

〒631-0822

奈良市西大寺栄町3-23

サンローゼビル2F

電話 0742-32-1112

FAX 0742-32-1113

Email: zei-info@sbl-plaza.com



ビジネスと暮らしの豊かな両立をお手伝いします

お詫び

皆様にご愛読いただいている“SBL通信”ですが、平成22年7月号以降、発信がストップしておりました。この場をお借りしてお詫び申し上げます。今後は2ヶ月に一度の発信とさせていただきます、代わりに内容の充実にも努めてまいります。引き続きご愛読よろしくお願いいたします。

（今後のSBL通信発送スケジュール）

平成22年12月、平成23年1月、3月、5月…以降奇数月発行



告知

次号より別紙にて、「SBL元気倶楽部」のコーナーを設けます。SBL元気倶楽部では、みなさまの元気情報を掲載してまいります。

つきましては、皆様からの情報を求めたいと思います。当方から取材・掲載の申し出をさせていただくこともあろうかと思っております。

その際にご協力お願い致します。



事務所情報

★松村が10月19日をもって退職となりました。

★10月12日より、池原が入所しました。

